

鳴門市制限付一般競争入札について

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

令和7年10月21日
鳴門市公営企業管理者
企業局長 近藤 伸幸

記

【日程】

入札参加申込期間 令和7年10月21日（火）～10月30日（木）

※当該案件の入札参加希望者は必ず入札参加申込を上記期間内に行うこと。

質問受付期間 令和7年10月21日（火）～10月30日（木）正午

最終回答日 令和7年11月5日（水）

入札日 令和7年11月17日（月）午前11時

1 案件名、履行場所及び期間

- | | |
|---------|---|
| （１）発注番号 | 一般 － ７ － ５１ 号 |
| （２）案件名 | 浄水場等運転管理業務 |
| （３）履行場所 | 板野郡北島町高房外 |
| （４）履行期間 | 令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日 |
| （５）その他 | 本入札は、鳴門市及び北島町（以下「市町」という。）が、浄水場等運転管理業務について、共同で発注し落札者を決定するものである。本入札の執行に係る代表事業体は、鳴門市とする。 |

2 仕様等について

- | | |
|-------------|----------------------------|
| （１）当該案件の主管課 | 鳴門市企業局水道事業課 浄水場 |
| 電話番号 | ０８８－６９８－２０１９ |
| ファクシミリ番号 | ０８８－６９８－２２３１ |
| （２）案件の種別 | 委託 |
| （３）予定価格 | ４，４３０，０００円（１か月当たり消費税抜きの価格） |
| （４）最低制限価格 | 設定しない |
| （５）主な仕様（概要） | 別紙仕様書のとおり |

1 勤務毎の業務従事者は2名以上とし、少なくとも1名は、ゴンドラ取扱業務特別教育及び低圧電気取扱業務特別教育修了証を有する者であり、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- ・水道浄水施設管理技士 3 級以上を有する者
- ・日本国内の上水道施設において、給水人口 5 万人以上又は施設能力 50,000 m³ / 日以上急速ろ過方式の浄水場で、3 年以上の運転管理業務の経験を有する者
- ・工場などの事業所において、3 年以上の設備管理業務の経験を有する者

b) 夜間及び休日の業務従事者

1 勤務毎の業務従事者は 2 名以上とし、少なくとも 1 名は、ゴンドラ取扱業務特別教育及び低圧電気取扱業務特別教育修了証を有する者であり、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- ・水道浄水施設管理技士 3 級以上を有する者
- ・日本国内の上水道施設において、給水人口 5 万人以上又は施設能力 50,000 m³ / 日以上急速ろ過方式の浄水場で、3 年以上運転管理業務の経験を有する者

ウ 有資格者等

浄水場及び場外施設の運転管理業務において、以下の資格を有する技術者（複数人で要件を満たすことも可能とする）として、直接的な雇用関係がある者を派遣できること。

- ・ 1 級ポンプ施設管理技術者
- ・ 給水装置工事主任技術者
- ・ 1 級土木施工管理技士
- ・ 第 1 種又は第 2 種電気工事士
- ・ 危険物取扱者 甲種又は乙種第 4 類
- ・ 配水管技能者
- ・ 小型移動式クレーン運転技能者
- ・ 玉掛け技能講習又は特別教育修了者

4 入札参加申し込みに関すること。

(1) 入札に参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

- ア 物品等一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 3 (1) イに該当する場合には別紙①に記載の書類一式
- ウ 3 (4) を証する書類（契約書など）の写し

(2) 申込書類の提出及び受付

- ア 提出方法 持参又は書留郵便によること。
- イ 提出先 〒772-8501
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
鳴門市企画総務部 総務課 契約検査室
- ウ 提出期間 令和 7 年 10 月 21 日（火）から令和 7 年 10 月 30 日（木）まで
午前 9 時から午後 5 時まで（市役所閉庁日除く）

5 通知等

- (1) 申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、令和7年11月4日（火）にファクシミリにより通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者には、物品等一般競争入札参加資格確認通知書により理由を付して通知するものとする。
- ※ 上記（1）又は（2）の通知が令和7年11月5日（水）正午の時点でも届かない場合は、必ず契約検査室に問い合わせること。

6 入札に関する事

- (1) 入札日 令和7年11月17日（月） 午前11時00分
- (2) 入札の場所 鳴門市役所3階会議室302
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 注意事項

ア 鳴門市契約に関する規則（以下「規則」という。）、（物品等）競争契約入札心得を遵守の上入札に参加すること。入札書等を記載する際は、市公式ウェブサイト掲載の記載例を参照し、必要記載事項を確認すること。入札書に不備がある場合、又は入札金額に10,000円未満の端数を記入した場合、その入札書は無効とする。

イ 入札書の記入金額は、1か月当たりの消費税抜きの価格とし、2（3）に示す予定価格を超過した入札は失格とする。

ウ 入札書提出時に別紙の入札金額内訳書（入札金額・鳴門市分・北島町分）を添付すること。入札金額内訳書の作成・注意事項について必要記載事項を確認すること。入札金額内訳書の添付がない場合、又は入札金額内訳書に不備がある場合、その入札は無効とする。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書及び入札金額内訳書に記載すること。

オ 入札書及び入札金額内訳書の提出は持参によること。

カ 開札の結果は鳴門市公式ウェブサイトにて公開する。

キ 当該案件については、1者のみの参加であっても入札を実施する。

(5) その他

落札者は、契約締結時までに3（5）を証する書類（任意様式）を提出すること。

7 契約の締結に関する事

- (1) 契約書の要否 要する
- (2) 契約締結時期は、落札決定の通知をした日から10日以内とする。

- (3) 契約保証金 免除する
- (4) 契約は、市町と個別に締結する。
- (5) 市町それぞれの契約金額は、落札価格に 74.54% を乗じた金額に 100 円の位で四捨五入し、1,000 円単位の金額を鳴門市、落札価格から鳴門市分を引いた金額を北島町とする。

8 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 必要に応じて、入札参加者から見積内訳書の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された申込書類は返却しない。
- (4) 申込書類の審査日は、令和 7 年 10 月 31 日（金）とする。
- (5) 履行期限（期間）は、事情により変更することがある。
- (6) 問い合わせ先

※申込書類の作成及び提出について

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
鳴門市企画総務部 契約検査室 担当 津田
電話 088-684-1161

※仕様・契約内容について

鳴門市企業局水道事業課 浄水場 担当 中村
電話 088-698-2019 FAX 088-698-2231